

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部
を改正する規則

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年大阪市規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(介護給付費等の額の特例) 第13条 法第31条の規定により読み替えて適用される法第29条第3項及び第30条第3項の市町村が定める額は、支給決定障害者等（ <u>法第5条第24項</u> に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）若しくは支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が受けた損害の程度又は支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の減少の程度に応じて市長が別に定める額とする。	(介護給付費等の額の特例) 第13条 法第31条の規定により読み替えて適用される法第29条第3項及び第30条第3項の市町村が定める額は、支給決定障害者等（ <u>法第5条第23項</u> に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）若しくは支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が受けた損害の程度又は支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の減少の程度に応じて市長が別に定める額とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。